

参議院法務委員会會議録第三号

平成二十年十一月二十日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月十三日

辞任

松浦 大悟君

補欠選任

風間 直樹君

十一月十四日

辞任

風間 直樹君

補欠選任

松浦 大悟君

十一月十七日

辞任

松野 信夫君

補欠選任

川上 義博君

十一月十八日

辞任

川上 義博君

補欠選任

松野 信夫君

十一月十九日

辞任

小川 敏夫君

補欠選任

白 眞勲君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

澤 雄二君

千葉 景子君

松岡 徹君

松村 龍二君

木庭健太郎君

委員

今野 東君

鈴木 寛君

白 眞勲君

前川 清成君

松浦 大悟君

松野 信夫君

青木 幹雄君

秋元 司君
丸山 和也君
仁比 聡平君
近藤 正道君

國務大臣
法務大臣 森 英介君

副大臣
法務副大臣 佐藤 剛男君

大臣政務官
法務大臣政務官 早川 忠孝君

事務局側
常任委員会専門員 山口 一夫君

本日の會議に付した案件

○国籍法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(澤雄二君) ただいまから法務委員会を開会をいたします。

委員の異動について御報告をいたします。
昨日、小川敏夫君が委員を辞任されまして、その補欠として白眞勲君が選任されました。

○委員長(澤雄二君) 国籍法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。森法務大臣。

○國務大臣(森英介君) 国籍法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、日本国民から出生後に認知された子が届出により日本の国籍を取得するために、父母の婚姻を要するとの国籍法の規定は違憲であるとの最高裁判所判決があったことにかんが

み、父母が婚姻していない子にも届出による日本の国籍の取得を可能とするともに、国籍行政の適正な運用を図るために必要な整備を行おうとするものであります。

第一に、出生時に日本国民との法律上の実親子関係が存在しないため出生により日本国籍を取得しなかった子について、父母の婚姻及びその認知により届出子たる身分を取得した場合には届出によつて日本の国籍を取得することができるとされている現行法の規定を改め、父母の婚姻により届出子たる身分を取得したとの要件を削除することにより、出生後に日本国民から認知されて日本国民との法律上の実親子関係が生じた場合には、届出による日本の国籍の取得を可能としております。

第二に、出生後に日本国民から認知されて日本国民との法律上の実親子関係が生じた子が日本の国籍を取得する届出をする場合において、虚偽の届出をした者についての制裁を新設することとしております。

第三に、経過措置として、二十歳に達するまでに日本国民から認知されたが父母が婚姻していなかった者のうち、改正後の国籍法によつても日本国籍を取得できない者等について、所定の要件を満たすときは、改正法施行以後三年間は、法務大臣に届け出ることにより、日本の国籍を取得することができるとしてあります。

なお、この法律案は、一部を除き、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとしてあります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いいたします。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたしまして、本日はこれにて散会をいたします。
午前十時三十分散会

十一月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、児童買春・児童ポルノ禁止法改正に当たつて、拙速を避け、極めて慎重な取扱いを求めらることに關する請願(第三二八号)

一、国籍選択制度の廃止に關する請願(第三三〇号)

一、成人の重国籍容認に關する請願(第三三一号)

第三二八号 平成二十年十月三十一日受理

児童買春・児童ポルノ禁止法改正に当たつて、拙速を避け、極めて慎重な取扱いを求めらることに關する請願

請願者 東京都練馬区石神井町八ノ九ノ一
○ノ一〇一 宗安力 外四十四名

紹介議員 松浦 大悟君

この請願の趣旨は、第三三〇号と同じである。

第三三〇号 平成二十年十一月四日受理

国籍選択制度の廃止に關する請願

請願者 ドイツ連邦共和国ノルドライン・ウエストファールン州クワイツ
タール市ブラウレーゲン通り四
金山東益 外三十七名

紹介議員 家西 悟君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

ウエストファールン州クロイツ
タール市ブラウレーゲン通り四
金山東益 外三十八名
紹介議員 家西 悟君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

十一月十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、国籍法の一部を改正する法律案

国籍法の一部を改正する法律案
国籍法の一部を改正する法律
国籍法(昭和二十五年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「準正による」を「認知された子の」に改め、同条第一項中「父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した」を「父又は母が認知した」に改める。
本則に次の一条を加える。

(罰則)

第二十條 第三条第一項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条第二項の規定 公布の日

二 附則第十二条の規定 この法律の公布の日又は行政手続法の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

(従前の届出をした者の国籍の取得に関する経過措置)
第二條 従前の届出(この法律の施行の日(以下

「施行日」という。)前にこの法律による改正前の国籍法第三条第一項の規定によるものとしてされた同項に規定する父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子に該当しない父又は母が認知した子による日本の国籍の取得に係る届出の行為をいう。以下同じ。)をした者で、当該従前の届出の時にこの法律による改正後の国籍法(附則第四条第一項において「新法」という。)第三条第一項の規定の適用があるとするならば同項に規定する要件(法務大臣に届け出ること)を除く。附則第四条第一項において同じ。)に該当するものであったもの(日本国民であつた者を除く。)は、施行日から三年以内に限り、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。

2 前項の規定による届出は、国籍を取得しようとする者が十五歳未満であるときは、法定代理人が代わつてする。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。ただし、平成十五年一月一日以後に従前の届出をしているときは、当該従前の届出の時にさかのぼって日本の国籍を取得する。
(平成二十年六月五日以後に従前の届出をした場合の特例)

第三條 平成二十年六月五日以後に従前の届出をした者については、法務大臣に対して反対の意思を表示した場合を除き、施行日前条第一項の規定による届出をしたものとみなして、同項及び同条第三項ただし書の規定を適用する。

2 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならぬ。

(従前の届出をした者以外の認知された子の国籍の取得に関する経過措置)

第四條 附則第二条第一項の規定によるものほか、父又は母が認知した子で、平成十五年一月一日から施行日の前日までの間において新法第三条第一項の規定の適用があるとするならば同項に規定する要件に該当するものであったもの

(日本国民であつた者及び同項の規定による届出をすることができる者を除く。)は、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、施行日から三年以内に限り、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

(国籍を取得した者の子の国籍の取得に関する特例)
第五條 父又は母が附則第二条第一項の規定により日本の国籍を取得したとき(同条第三項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)は、その父又は母がした従前の届出の時以後当該父又は母の日本の国籍の取得の時に出生した子(日本国民であつた者を除く。)は、施行日から三年以内に限り、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。ただし、その父又は母が養親であるとき、又は出生の後に認知した者であるときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

3 附則第二条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(届出の期間の特例)
第六條 附則第二条第一項、第四条第一項又は前条第一項の規定による届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によつてこれらの規定に規定する期間内に届け出ることができないときは、その届出の期間は、これをするに当たつた時から三月とする。

(国籍の選択に関する特例)
第七條 外国の国籍を有する者が附則第二条第一項の規定により日本の国籍を取得した場合(同条第三項ただし書の規定の適用がある場合に限る。)における国籍法第十四条第一項の規定の適用については、附則第二条第一項の規定による

届出の時(附則第三条第一項の規定により当該届出をしたものとみなされる場合にあっては、施行日)に外国及び日本の国籍を有することとなつたものとみなす。

(国籍取得の届出に関する特例)

第八條 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第百二条の規定は、附則第二条第一項、第四条第一項又は第五条第一項の規定により日本の国籍を取得した場合の国籍取得の届出について準用する。この場合において、同法第百二条第一項中「その取得の日」とあるのは、「その取得の日(国籍法の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第二条第三項ただし書の規定の適用がある場合にあっては、同条第一項の規定による届出の日(同法附則第三条第一項の規定により当該届出をしたものとみなされる場合にあっては、同法の施行の日)」と読み替へるものとする。

(国籍を取得した者の子に係る国籍の留保に関する特例)
第九條 父又は母が附則第二条第一項及び第三項ただし書の規定の適用により従前の届出の時にさかのぼって日本の国籍を取得したことによつて当該父又は母の日本の国籍の取得の時以後同条第一項の規定による届出の時に出生した子が国籍法第二条及び第十二条の規定の適用を受けることとなる場合における戸籍法第百四条の規定の適用については、同条第一項中「出生の日」とあるのは、「父又は母がした国籍法の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第二条第一項の規定による届出の日(同法附則第三条第一項の規定により当該届出をしたものとみなされる場合にあっては、同法の施行の日)」とする。

(省令への委任)
第十條 附則第二条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定による届出の手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（罰則）

第十一条 附則第二条第一項、第四条第一項又は第五条第一項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

（行政手続法の一部を改正する法律の一部改正）
第十二条 行政手続法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第五条のうち国籍法第十九条を同法第二十条とし、同法第十八条の次に一条を加える改正規定中「第十九条を」を「第二十条を第二十一条とし、第十九条を」に改める。

平成二十年十一月二十六日印刷

平成二十年十一月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A